

## 性風俗関連特殊営業【届出営業】

### ◎ 営業種別

#### 【店舗型性風俗特殊営業】

1号営業	ソープランド
2号営業	個室マッサージ
3号営業	ストリップ劇場・個室ビデオ等
4号営業	ラブホテル・モーテル等
5号営業	アダルトショップ
6号営業	出会い系喫茶

#### 【無店舗型性風俗特殊営業】

1号営業	派遣型ファッションヘルス
2号営業	アダルトビデオ等通信販売

#### 【映像送信型性風俗特殊営業】

アダルト画像通信販売

#### 【無店舗型電話異性紹介営業】

ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等

### ◎ 地域規制

#### 【店舗型性風俗特殊営業の営業禁止地域】

1号営業	県内全域
2号営業	
3号営業	
4号営業	第3種地域（商業地域）、第4種地域（三宮地区、福原地区、神田新道地区、魚町地区）以外の県内全域
5号営業	
6号営業	県内全域

#### 【店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域】

保護すべき対象施設（学校、図書館、児童福祉施設、病院（有床診療所を含む。）、博物館、公民館及びスポーツ施設）の敷地（これらの用に供するものと決定された土地を含む。）から周囲200メートルの区域内

### ◎ 営業時間

- 店舗型性風俗特殊営業 午前6時から翌日の午前0時まで

◎ 届出書・添付書類等

- 届出窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1通
- 届出書及び添付書類

店舗型性風俗特殊営業	
届出書	店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（様式第 17 号）
添付書類	営業の方法（様式第 20 号）
	営業所の使用権限を疎明する書類
	営業所の平面図
	営業所周辺の略図
個人	営業者の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
法人	役員全員の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
	定款
	法人の登記事項証明書
	統括管理者の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

無店舗型性風俗特殊営業	
届出書	無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（様式第 25 号）
添付書類	営業の方法（様式第 28 号）
	事務所（待機所）の使用権限を疎明する書類
	事務所（待機所）の平面図
個人	営業者の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
法人	役員全員の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
	定款
	法人の登記事項証明書

映像送信型性風俗特殊営業・無店舗型電話異性紹介営業	
届出書	映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（様式第 31 号） 無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（様式第 37 号）
添付書類	営業の方法（様式第 32 号）
	営業の方法（様式第 38 号）
	事務所の使用権限を疎明する書類
	事務所の平面図
個人	営業者の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
法人	役員全員の住民票の写し（日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
	定款
	法人の登記事項証明書

### ◎ 手数料の額

手数料徴収項目	手数料の額
店舗型性風俗特殊営業営業開始届出	11,900 円
無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出	3,400 円
映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出	3,400 円
無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出	3,400 円
性風俗関連特殊営業変更届出	1,500 円
届出確認書再交付申請	1,200 円

## 深夜における酒類提供飲食店営業【届出営業】

◎ 深夜（午前 0 時から午前 6 時まで）、客に酒類を提供する飲食店（営業の常態として米飯、麺類、お好み焼き等主食と認められる食事を提供している飲食店を除く。）

### ◎ 深夜における酒類提供飲食店営業が禁止される地域

#### ○ 都市計画法上の用途が住居系の地域

第 1 種低層住居専用地域	<b>営業禁止地域</b>
第 2 種低層住居専用地域	
第 1 種中高層住居専用地域	
第 2 種中高層住居専用地域	
田園住居地域	

第1種住居地域	<b>営業禁止地域</b> ただし、 <a href="#">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年兵庫県公安委員会規則第1号）第2条別表に規定する道路の側端から30メートル以内の指定地域を除きます。</a>
第2種住居地域	
準住居地域	

## ◎ 届出書・添付書類等

- 届出窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1通
- 届出書及び添付書類

届出書	深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（様式第47号）
添付書類	営業の方法（様式第48号）
	営業所の平面図
個人	営業者の住民票の写し（日本人にあっては本籍、外国人にあっては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
	役員全員の住民票の写し（日本人にあっては本籍、外国人にあっては国籍が記載されたものに限る。個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
法人	定款
	法人の登記事項証明書